

別表第1（第2条関係）

建物（鉄筋コンクリート造並びにコンクリートブロック造及び補強コンクリートブロック造を除く。）の老朽危険度の測定基準

評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高 評点
1	構造一般 の程度	(1) 基礎	ア 構造耐力上主要な部分で ある基礎が玉石であるもの	10	45
			イ 構造耐力上主要な部分で ある基礎がないもの	20	
		(2) 外壁 又は界 壁	外壁の構造が粗悪なもの又は 各戸の界壁が住戸の独立性を 確保するため適当な構造でな いもの	25	
2	構造の腐 朽又は破 損の程度	(1) 基礎 、土台 、柱又 ははり	ア 柱が傾斜しているもの、 土台又は柱が腐朽し、又は 破損しているもの等小修理 を要するもの	25	100
			イ 基礎に不同沈下のあるも の、柱の傾斜が著しいも の、はりが腐朽し、又は破 損しているもの、土台又は 柱の数ヶ所に腐朽又は破損 があるもの等大修理を要す るもの	50	
			ウ 基礎、土台、柱又ははり の腐朽、破損又は変形が著 しく崩壊の危険のあるもの	100	
		(2) 外壁	ア 外壁又は各戸の界壁の仕	15	

		又は界壁	上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの		
			イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		(3) 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	15	
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの	25	
			ウ 屋根が著しく変形したものの	50	
3	防火上又は避難上の構造の程度	(1) 外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
			イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
		(2) 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
4	排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10
備考 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。					